



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*66 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

(行政改革課) 1

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(課の中に置く室等) 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">企画総務課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">I R 推進室 地域プロジェクト対策室</td> </tr> <tr> <td>国際課</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>(企画部各課の任務及び所掌事務) 第17条 略</p> <p>第18条 I R 推進室においては、<u>企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第5号に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p><u>2</u> 略 <u>3</u> 略</p>	企画総務課	I R 推進室 地域プロジェクト対策室	国際課	略	略		<p>(課の中に置く室等) 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">企画総務課</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">地域プロジェクト対策室</td> </tr> <tr> <td>国際課</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>(企画部各課の任務及び所掌事務) 第17条 略</p> <p>第18条</p> <p>略 <u>2</u> 略</p>	企画総務課	地域プロジェクト対策室	国際課	略	略	
企画総務課	I R 推進室 地域プロジェクト対策室												
国際課	略												
略													
企画総務課	地域プロジェクト対策室												
国際課	略												
略													

附 則

この規則は、平成30年9月4日から施行する。